

消費者庁関連 3 法案の骨格について

【目次】

消費者庁設置法案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

消費者庁設置法の施行に伴う

関係法律の整備に関する法律案・・ 4

消費者安全法案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

消費者庁関連3法案の関係について

組織法

< 消費者庁設置法案 >

任務、所掌事務、消費者政策委員会、等

* これに併せて内閣府設置法を一部改正 (消費者政策担当の内閣府特命担当大臣を常設)

作用法

< 関係法律の整備法案 >

各府省庁からの移管・共管
一体的運用

(表示) 景品表示法、JAS法、食品衛生法 等

(取引) 特定商取引法、特定電子メール法、
貸金業法、割賦販売法、宅建業法、
旅行業法 等

(安全) 消費生活用製品安全法 等

す
き
間
↑

(事業者への
勧告・命令等)

各
省
庁
所
管
法

措置要求

す
き
間
↑

(事業者への
勧告・命令等)

各
省
庁
所
管
法

措置要求

< 消費者安全法案 >

基本方針の策定

地方自治体の事務 (苦情相談、あっせん等)

消費生活センターの設置

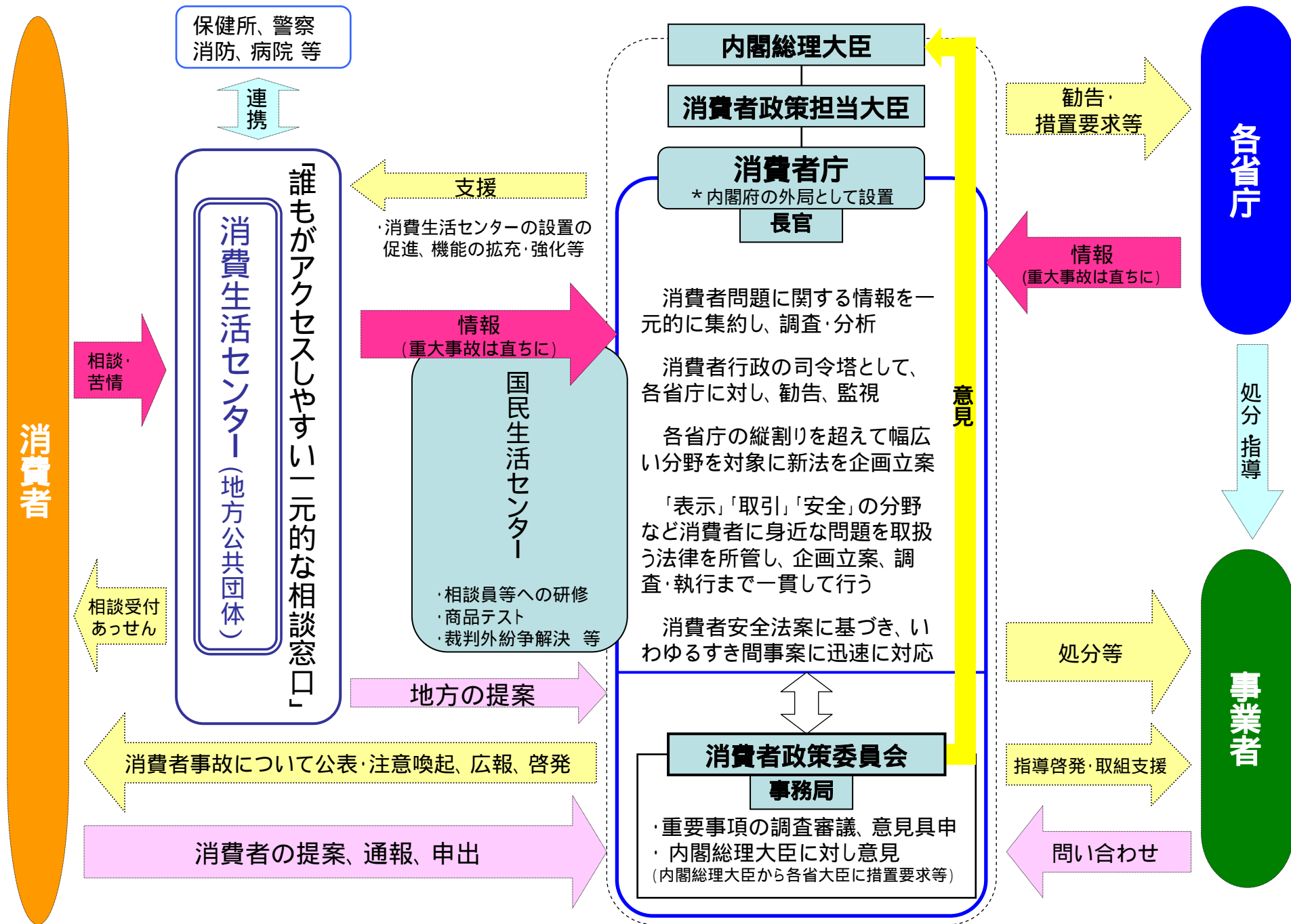
消費者事故に関する情報の集約

消費者被害の防止措置 (公表、措置要求、事業者への勧告・命令等 (*))

* 事業者への勧告 (点検、修理、表示等) 勧告内容の実施命令

(重大事故発生の急迫した危険がある場合) 譲渡、使用禁止等 回収等の命令

消費者庁の創設後の消費者行政のイメージ



消費者庁関連 3 法案のポイントについて

【目次】

消費者庁設置法案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

消費者庁設置法の施行に伴う

関係法律の整備に関する法律案・・ 4

消費者安全法案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

消費者庁設置法案のポイント

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置する。

(1) 消費者庁の設置

内閣府の外局として、消費者庁を設置し、その長は、消費者庁長官（以下「長官」という。）とする。

(2) 任務

消費者庁は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

(3) 所掌事務

消費者庁は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- ウ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- エ 消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること。

<取引関係>

- オ 宅地建物取引業法の規定による宅地建物取引業者の相手方等(個人に限る。)の利益の保護に関すること。
- カ 旅行業法の規定による旅行者の利益の保護に関すること。
- キ 割賦販売法の規定による購入者等の利益の保護に関すること。
- ク 特定商取引に関する法律の規定による購入者等の利益の保護に関すること。
- ケ 貸金業法の規定による個人である資金需要者等の利益の保護に関すること。
- コ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定による預託者の利益の保護に関すること。
- サ 特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。

<安全関係>

- シ 消費生活用製品安全法の規定による重大製品事故の報告等に関する
こと。
- ス 食品安全基本法に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確
保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整に関
すること。

<景品表示法>

- セ 不当景品類及び不当表示防止法に規定する景品類又は表示の適正化に
よる商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関す
ること。

<表示関係>

- ソ 食品衛生法に規定する食品、添加物等の表示についての基準に関するこ
と。
- タ 食品衛生法に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた食品、添
加物等の取締りに関すること。
- チ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による農
林物資の品質に関する表示の基準に関すること。
- ツ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する日本住宅性能表示基
準（個人である住宅購入者等の利益の保護に係る部分に限る。）に関す
ること。
- テ 家庭用品品質表示法に規定する家庭用品の品質の表示の標準となるべ
き事項に関すること。
- ト 健康増進法に規定する特別用途表示、栄養表示基準及び食品として販売
に供する物に関する表示に関すること。

<その他>

- ナ 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- ニ 公益通報者の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に
関すること。
- ヌ 個人情報保護に関する法律に規定する個人情報の保護に関する基本
方針の策定及び推進に関すること。
- ネ 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。
- ノ 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- ハ 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- ヒ 以上のほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消費者庁に属
させられた事務

(4) 消費者政策委員会

< 事務 >

消費者庁に消費者政策委員会を置き、以下の事務をつかさどる。

ア 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議すること。

イ アの重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。

ウ 消費者基本法、消費者安全法、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、食品安全基本法、国民生活安定緊急措置法及び個人情報保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

< 組織 >

委員会の組織に関し、以下のとおり規定する。

エ 委員会は、委員十五人以内で組織する。

オ 委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

カ 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くこと。

上記のほか、委員会に関し必要な事項を定める。

(5) 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲において政令で定める日から施行する。

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案のポイント

消費者庁設置法の施行に伴い、「消費者行政推進基本計画」(平成20年6月27日閣議決定)に定める方針に基づき、関係する個別作用法における内閣総理大臣(消費者庁長官)の権限等を規定するとともに、内閣府設置法、関係省庁設置法等を改正して所掌事務等を変更するため、関係法律を一括して改正することにより整備する。

(1) 個別作用法の一部改正

消費者の利益の擁護及び増進等の観点から、次に掲げる法律について、内閣総理大臣(消費者庁長官)の権限等を規定するための改正を行う。

<表示関係>

ア 不当景品類及び不当表示防止法

消費者の自主的かつ合理的な選択を確保するため、内閣総理大臣が不当な景品類の提供を制限又は禁止し、又は不当な表示を禁止することができ、必要な命令をすることができることとする。また、事業者等による自主規制のための協定等について内閣総理大臣及び公正取引委員会が認定することができることとする。

(注) 継続審議になっている独占禁止法等の改正法案に盛り込まれた不当表示に対する課徴金の制度については、今般の不当景品類及び不当表示防止法の改正では導入を見送り、消費者庁発足後、被害者救済制度を総合的に検討する際、併せて検討する。

イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

ウ 家庭用品品質表示法

エ 食品衛生法

オ 健康増進法

カ 独立行政法人国立健康・栄養研究所法

内閣総理大臣が生活に密接に関連する物資の品質等に関する表示の基準を定め、これを遵守させることができることとする。

また、健康増進法の特別用途表示について内閣総理大臣が許可できることとすることから、必要な試験を独立行政法人国立健康・栄養研究所に行わせるため、独立行政法人国立健康・栄養研究所法の主務大臣に内閣総理大臣を加えることとする。

キ 住宅の品質確保の促進等に関する法律

内閣総理大臣が国土交通大臣とともに日本住宅性能表示基準を定め、また、評価方法基準の策定等に関し、国土交通大臣に対し意見を述べるることができることとする。

<取引関係>

- ク 特定商取引に関する法律、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律
 - ケ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
 - コ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律
- 消費者の利益の擁護及び増進の観点から、内閣総理大臣が販売業者等に対する禁止行為等の内容を定め、これを遵守させることができることとする。

<業法関係>

- サ 貸金業法、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律
 - シ 割賦販売法、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律
 - ス 宅地建物取引業法
 - セ 旅行業法
- 消費者の利益の擁護及び増進の観点から、業所管大臣が事業者に対して行う業務改善命令等の処分について、内閣総理大臣（消費者庁長官）があらかじめ協議を受け、又は必要な意見を述べるができることとする。また、書面交付義務、誇大広告の禁止等について、内閣総理大臣が業所管大臣とともにその内容を定めることができることとする。

<安全関係>

- ソ 消費生活用製品安全法
- 消費生活用製品の製造業者等に対し、重大製品事故が生じた際の内閣総理大臣への報告を義務づけ、内閣総理大臣が重大な危害の発生及び拡大の防止のため必要があると認める場合に、当該製品の名称等を公表するものとするを規定する。また、特定製品について主務大臣が技術上の基準を定める際に、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならないこととする。
- タ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
 - チ 食品衛生法
- 有害物質を含有する家庭用品についての安全基準、食品・添加物の安全基準や原材料、容器包装等の規格・基準について、厚生労働大臣が基準を定める際に、あらかじめ消費者庁長官が協議を受けることとする。
- ツ 食品安全基本法
- 食品の安全の確保に関する施策に係る基本的事項を定めるにあたり、内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者政策委員会の意見を聴かな

なければならないこととする。

<消費生活関係>

テ 消費者基本法

内閣府設置法第 11 条の 2 の規定により置かれる特命担当大臣を消費者政策会議の委員とすることとする。また、消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成しようとするとき等は、消費者政策委員会の意見を聴かなければならないこととする。

ト 消費者契約法、消費者契約法等の一部を改正する法律

不当景品類及び不当表示防止法の所管を公正取引委員会から内閣総理大臣に移管することに伴い、内閣総理大臣が適格消費者団体の認定にあたって意見を聴く相手方から公正取引委員会を削ることとする。

ナ 個人情報保護に関する法律

個人情報保護に関する基本方針を定めるにあたり、内閣総理大臣は、消費者政策委員会の意見を聴かなければならないこととする。

<物価関係>

ニ 国民生活安定緊急措置法

生活関連物資等の割当て等の重要事項を消費者政策委員会が調査審議することとする。

(2) 内閣府設置法等の一部改正

消費者庁設置法の施行及びこれに伴う上記(1)の関係法律の改正に伴い、次に掲げる法律について、所掌事務等を変更するための改正を行う。

{ ア 内閣府設置法
イ 国家行政組織法

内閣府の任務に、「消費者が安心して安全な消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進」を追加する。

行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務として、「食品の安全性の確保」に加えて、「消費者の利益の擁護及び増進」を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項を追加することとする。

内閣府の分担管理事務のうち、食品の安全の確保に関する施策に係る基本的事項の策定に関する事務、及び食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務については、消費者庁設置法において、消費者庁の所掌事務と

して規定することとする。

上記の食品の安全性の確保その他消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項についての企画及び立案並びに総合調整に関する事務、食品安全委員会が行う食品健康影響評価に関する事務、及び消費者庁設置法に規定する事務については、内閣府特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

消費者庁に消費政策委員会を置くことに伴い、国民生活審議会に係る規定を削除することとする。

消費者庁の設置に伴い、省（内閣府を含む。）に置かれる官房及び局の数を変更する。

ウ 厚生労働省設置法

食品衛生法及び健康増進法の表示基準の策定権限を内閣総理大臣に移管したことに伴い、厚生労働省の関係する所掌事務から消費者庁の所掌に属するものを除くこととする。

エ 農林水産省設置法

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の品質表示基準の策定権限を内閣総理大臣に移管したことに伴い、農林水産省の関係する所掌事務から消費者庁の所掌に属するものを除くこととする。

オ 経済産業省設置法

家庭用品の品質に関する表示の標準を定める権限等を内閣総理大臣に移管したことに伴い、消費経済審議会が処理する事項から、家庭用品品質表示法の規定によりその権限に属させられた事項を除くこととする。

また、消費者庁設置法第4条各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務について、経済産業局長が消費者庁長官の指揮監督を受けるものとするを規定する。

(3) 附則

ア 経過措置

関係法律に内閣総理大臣（消費者庁長官）の権限が規定されることに伴い、改正前の関係法律に基づいて行われた命令等の効力を引き続き維持すること等必要となる経過措置を置くこととする。

イ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の改正により独立行政法人農林水産消費安全技術センターの行う立入検査を規定する条項が変更したことに伴い、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法

の関係の条項を変更することとする。

ウ 独立行政法人製品評価技術基盤機構法

家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法の改正により独立行政法人製品評価技術基盤機構の行う立入検査を規定する条項がそれぞれ変更したことに伴い、関係の条項を変更することとする。

エ 独立行政法人国立印刷局法

内閣府設置法の改正により独立行政法人国立印刷局法の引用する条項が変更したことに伴い、関係の条項を変更することとする。

- { オ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
カ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

内閣府設置法における国民生活審議会に係る規定を削除することに伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における内閣府設置法設置法の一部改正の対象となる条項を変更することとする。

独立行政法人国立健康・栄養研究所法の主務大臣に内閣総理大臣を加えること等の改正に伴い、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正の対象となる条項を変更することとする。

(4) その他の消費者庁への移管又は消費者庁の共管とする法律

「消費者行政推進基本計画」において消費者庁に移管し、又は消費者庁の共管とするものとされている個別作用法のうち、次に掲げる法律については、移管等にあたり法律改正を要しないので、整備法の対象にしない。

- { ア 物価統制令
イ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
ウ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律
エ 無限連鎖講の防止に関する法律
オ 製造物責任法
カ 金融商品の販売等に関する法律
キ 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律
ク 独立行政法人国民生活センター法
ケ 公益通報者保護法

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の対象について(調整中)

消費者行政推進基本計画において移管・共管対象とされた法律(29本)

不当景品類及び不当表示防止法【公正取引委員会】 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)【農林水産省】 食品衛生法【厚生労働省】 健康増進法【厚生労働省】 家庭用品品質表示法【経済産業省】 住宅の品質確保の促進等に関する法律【国土交通省】 特定商品等の預託等取引契約に関する法律【経済産業省】 特定商取引に関する法律【経済産業省】 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律【総務省】 貸金業法【金融庁】 割賦販売法【経済産業省】 宅地建物取引業法【国土交通省】 旅行業法【国土交通省】 食品安全基本法【内閣府】 消費生活用製品安全法【経済産業省】 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律【厚生労働省】 国民生活安定緊急措置法【内閣府、物資所管省庁】 消費者基本法【内閣府】 消費者契約法【内閣府】 個人情報保護に関する法律【内閣府】	} 20本
< 改正を要しないもの > 無限連鎖講の防止に関する法律【内閣府、警察庁】 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律【内閣府、経済産業省】 金融商品の販売等に関する法律【金融庁】 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律【金融庁、法務省】 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律【内閣府、物資所管省庁】 物価統制令【内閣府、物資所管省庁】 独立行政法人国民生活センター法【内閣府】 製造物責任法【内閣府】 公益通報者保護法【内閣府】	} 9本

上記と関連する一部改正法律等関係

独立行政法人国立健康・栄養研究所法【厚生労働省】 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律【金融庁】 消費者契約法等の一部を改正する法律【内閣府】 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律【経済産業省】	} 未施行分
--	--------

組織法関係

国家行政組織法 内閣府設置法 厚生労働省設置法 農林水産省設置法 経済産業省設置法

条文の八ネ関係

独立行政法人農林水産消費安全技術センター法【農林水産省】 独立行政法人製品評価技術基盤機構法【経済産業省】 独立行政法人国立印刷局法【財務省】 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律【総務省】 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 【内閣官房行革事務局】

消費者安全法案のポイント

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約、消費者被害の防止のための措置等を講ずる。

(1) 基本方針

内閣総理大臣は、消費者安全の確保（消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保すること。）に関する基本方針を策定する。

(2) 地方公共団体による消費生活センターの設置等

ア 地方公共団体は、消費生活相談、苦情処理のあっせん、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供等の事務を行うものとし、国及び国民生活センターは必要な援助を行うものとする。

イ 地方公共団体は、アの事務を行うため、消費生活相談について専門的な知識・経験を有する者を配置するものであること等一定の要件に該当する消費生活センターを設置する（都道府県は必置、市町村は努力）。

ウ 消費生活センターを設置する地方公共団体は、相談員の適切な処遇その他人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(3) 消費者事故等に関する情報の集約等

ア 行政機関、地方公共団体、国民生活センターは、消費者事故等が発生した旨等の情報を内閣総理大臣に通知するものとする（生命・身体に重大な被害が生じる等した重大事故等に関するものについては、即時通知）。

イ 内閣総理大臣は、アにより得た情報等を集約・分析し、取りまとめた結果の概要を公表する。

ウ 内閣総理大臣は、情報の集約・分析等のため必要なときは、行政機関、地方公共団体、国民生活センター等に資料の提供等の協力を求めることができる。

(4) 消費者被害の防止のための措置

ア 内閣総理大臣は、消費者被害の発生・拡大の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、消費者事故等の態様等消費者被害の発生・拡大の防止に資する情報を公表するものとする。

イ 内閣総理大臣は、消費者被害の発生・拡大の防止を図るため、他の法律の規定に基づく消費者被害の発生・拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、当該措置が速やかに実施されることが必要と認めるときは、所管大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

- ウ 内閣総理大臣は、商品等や役務が安全性を欠くことによって重大事故等が生じた場合（重大消費者被害の発生・拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大消費者被害の発生・拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
- エ 内閣総理大臣は、ウの勧告を受けた事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、重大消費者被害の発生・拡大の防止を図るため特に必要と認めるときは、消費者政策委員会の意見を聴いて、当該事業者に対し、当該措置をとることを命ずることができる。
- オ 内閣総理大臣は、商品等が安全性を欠くことによって重大事故等が発生し、当該重大事故等による被害が拡大し、又はその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合（重大消費者被害の発生・拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、特に必要があると認めるときは、消費者政策委員会の意見を聴いて、必要な限度において、六月以内の期間を定めて、その原因となった商品等を譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止又は制限することができる。
- カ 内閣総理大臣は、オの禁止・制限に違反した事業者に対し、譲渡した商品の回収を図ることその他必要な措置をとることを命ずることができる。
- キ 消費者政策委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生・拡大の防止に関し必要な意見を述べるることができる。
- ク 都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に関し必要な措置の実施を要請することができる。
- ケ 上記エ～カに対する違反については、所要の罰則を定める。

(*) 定義

- ア この法律において「消費者事故等」とは消費生活における次に掲げる事故又は事態をいう。
- 事業者が供給等する商品等（物品・施設・工作物）又は事業者が提供する役務の使用又は利用に伴い、消費者の生命・身体に被害が生じた事故
- 使用・利用時に通常有すべき安全性を欠く商品等又は役務が使用・利用された事態であって、 の事故が生じるおそれがあるもの
- 虚偽・誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為が事業者により行われた事態
- イ この法律において「重大事故等」とは次に掲げる事故又は事態をいう。
- 生命・身体に被害が生じた事故（上記ア - ）のうち、その被害が重大であるもの
- 生命・身体に被害が生じるおそれのある事態（上記ア - ）のうち、イ - の事故を発生させるおそれがあるもの